

令和8年度愛媛県中学校体育連盟主催大会における
地域クラブ活動の参加資格の特例について

地域クラブ活動に所属する中学生の参加資格について

- 1 地域クラブ活動に所属し、愛媛県中学校体育連盟（県中体連）が定めた登録を行っていること。
かつ、原則として、県中体連の加盟生徒であること。
- 2 愛媛県中学校総合体育大会（県総体）・愛媛県中学校新人体育大会（県新人）に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - (1) 県総体・新人に参加を認める条件
 - ア 県中体連、(公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年に渡る活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒である）こと。
 - ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること（令和8年度登録費等は無料とする）。
 - カ 中体連主催大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域クラブ活動で県総体・新人（予選大会を含む）に出場する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - (2) 県総体・新人に参加した場合に守るべき条件
 - ア 県総体・新人開催要項等の記載内容を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 県総体・新人参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 県総体・新人に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域クラブ活動での出場は1チームのみとする（複数のチームから参加はできない）。
 - (3) 参加を認めない場合
県総体・新人参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

[令和6年4月一部改訂]

※2 この特例は、競技専門部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討続けていく。